

ときがわ町の
障害者の福祉ガイド

2020



ときがわ町
福祉課

TEL 0493-65-0813

FAX 0493-65-3796

目 次

相談支援について	1
障害者手帳の取得について	4
医療助成について	8
補装具・日常生活用具について	12
障害福祉サービス利用について	14
年金・手当について	23
税金控除について	26
在宅生活支援について	30
町内の公共施設情報一覧	41
障害程度別該当サービス等一覧	

【このガイドをご覧になる前に】

このガイドは、障害のある方及びそのご家族に、福祉施策の概要を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただく為に作成したものです。

内容は、おおむね令和2年4月1日現在のものです。制度の内容が変わることがありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

また、障害福祉サービスの給付や助成を受ける為には、事前に申請が必要です。
ご自分で業者から購入したり、業者と契約したりする前に、必ず福祉課の窓口で
ご相談くださいますようお願いいたします。

※このガイドはときがわ町のホームページからも閲覧できます。

(<http://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/top/top.aspx>)

相談支援について

- ① ときがわ町役場福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813
ときがわ町にお住まいの障害者、障害児及び難病患者等の福祉について相談、情報提供、援護など総合的な福祉サービスの窓口となっています。
- ② ときがわ町社会福祉協議会 TEL 65-1536
社会福祉事業の啓発、宣伝などの活動を行っています。また、生活福祉資金貸付事業、ボランティアセンターの運営などを行っています。
- ③ ときがわ町保健センター TEL 65-1010
お子様の健診や乳幼児相談、母子健康手帳の発行、親子教室、言葉・発達相談、パパママ教室、訪問指導を行っています。また、生活習慣病予防、栄養指導等も行っていきます。
- ④ ときがわ町教育委員会 TEL 65-1537
児童の発達や障害等についての教育相談を行います。
- ⑤ 障害者委託相談支援事業所（ときがわ町では、以下の3事業所に委託しています。）

事業所名	電話
福) 東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア相談支援事業所	0493-21-5570
医) 緑光会 比企生活支援センター	0493-81-7145
福) 昴 西部・比企地域支援センター	0493-81-5310

障害者または障害児の保護者からの相談を受付け、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援を行っています。相談は無料です。相談を希望される方は、直接、各事業所へご連絡ください。

- ⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンター
所在地 上尾市西貝塚 148-1 TEL 048-781-2222
障害のある方に対し、最もふさわしいサービスを専門的な立場から総合的に相談・判定を行うところです。障害程度や自立支援医療（更生）給付などについて、医学的、心理学的及び機能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。相談、判定を希望される方は、あらかじめ社会福祉担当へご連絡ください。
- ⑦ 埼玉県高次脳機能障害者支援センター
高次脳機能障害のある方やその家族の相談等に応じています。
埼玉県総合リハビリテーションセンター内 TEL 048-781-2236

⑧ 川越児童相談所 所在地 川越市宮元町 33-1 TEL 049-223-4152
18 歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所など必要な指導援助を行っています。

相談、判定を希望される方は、あらかじめ社会福祉担当へご連絡ください。

⑨ 埼玉県発達障害総合支援センター

所在地 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3 階
TEL 048-601-5551

発達が気になる子どもの子育ての支援、発達障害のある 18 歳までの子どもと、そのご家族からの電話相談等を行っています。

⑩ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、行政や関係機関とのパイプ役として社会福祉の増進に努めています。

⑪ 障害者就業・生活支援センター ZAC

障害者の就労相談・就労支援を行っています。

所在地 東松山市箭弓町 1-1 1-7 ハイムグランデ東松山 1 階
TEL 81-5623

⑫ ときがわ町障害者虐待防止センター TEL 65-0813

【障害のある人への虐待は法律（※障害者虐待防止法）で禁止されています】

家庭や福祉施設、職場などで障害を持つ方が虐待を受けた時や、それを見たり聞いたりしたときは、ときがわ町障害者虐待防止センター（ときがわ町役場福祉課内）にご相談ください。（虐待を受けているご本人はそれを虐待と違ってなかったり、被害を訴えることができない場合もあります）

※障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月より施行されました。この法律では、障害のある方への虐待をしてはならないこと、虐待を発見した人は市町村に通報する義務があること、虐待の予防や早期発見のための国・自治体の役割、虐待を受けた人への保護や支援について定められています。

【障害者虐待の例】

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • ながる、ける、つねる、タバコの火を押し付ける、熱湯をかけるなどの暴力 • 無理やり食べ物や飲み物を食べさせられる • 部屋に閉じ込められる、戸外に閉め出される、ベッドに縛り付けられる
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 性的行為を強要される • 裸にされたり、体に触られたりする • ポルノ雑誌や映像を無理やり見せられる、わいせつな言葉を言われる
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 「バカ」などと侮辱されたり、ののしったり、悪口を言われる • 仲間外れにされる、無視される • 差別的な扱いをして自尊心を傷つけられる
放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> • 食事を出さない、量を減らされる、汚れた服を着替えさせてくれない • 病気やけがをしても病院に連れて行ってくれない • 学校に行かせてくれない、必要な福祉サービスを受けさせてくれない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 給料を規定通り支払ってくれない • 年金を渡してくれない、日常生活に必要なお金を渡してくれない • 預貯金を勝手に使われてしまう

⑬ 障害者差別についての相談先

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。障害のある方は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、下記窓口にご相談ください。

【町の職員による障害者差別】・・・ときがわ町役場 総務課庶務担当

TEL 65-1650

【上記以外の障害者差別】・・・ときがわ町役場 福祉課社会福祉担当

TEL 65-0813

※障害者差別解消法とは

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月より施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

障害者手帳の取得について

●身体障害者手帳

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種サービスを受けるための基本となるものです。

障害の範囲及び等級

対象となる障害は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能で、永続する障害がある場合に認定されます。障害程度により 1～6 級の区分があります。

<手続き>

- ① 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、身体障害者福祉法の※指定医に診断書の作成を依頼してください。（※埼玉県内の指定医は町で確認できます）
なお、障害の種別によって診断書の用紙が異なりますので、お確かめの上、それぞれの部位を担当する指定医の診断を受けてください。
- ② 作成した診断書・印鑑・個人番号が確認できる書類・本人確認ができる書類をご持参の上、申請手続きをしてください。
- ③ 手帳の交付は、申請から概ね 1 ヶ月半ほどかかります。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたしますので、来庁時に、写真（たて 4cm×よこ 3cm）1 枚をご持参ください。

<手続きに必要なもの>

- ① 診断書（所定の様式に指定医が記入したもの）
- ② 印鑑
- ③ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●療育手帳

知的に障害のある方に対し、各種サービスや相談を受けやすくするために県知事が交付する手帳です。障害の程度を埼玉県では、㊤、A、B、Cで表示しています。

<手続き>

- ①印鑑をご持参の上、申請手続きをしてください。申請書は、本人が18歳未満の場合は児童相談所へ、18歳以上の場合は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付し、障害程度の判定を致します。
- ②判定は面接によって行いますので、後日連絡があり次第、各相談所へ行って頂きます。なお、18歳以上の場合は、町職員と一緒に面接に立ち会います。
- ③知的障害と認められた場合は、県から手帳が交付されます。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたしますので、来庁時に、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚をご持参ください。なお、18歳未満で取得した手帳は原則として3年～5年ごとに再判定を行います。

<手続きに必要なもの>

- ① 印鑑
- ② 母子手帳
- ③ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類
- ④ 小学校・中学校の通知表
- ⑤ 知能検査の結果（受けたことがある方）

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種の支援、自立や社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。障害程度により、1級、2級、3級に区分されています。

<手続き>

- ① 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、かかりつけの医師に診断書の作成を依頼してください。
- ② 作成した診断書・印鑑・個人番号が確認できる書類・本人確認ができる書類をご持参のうえ、申請手続きをしてください。
- ③ 手帳の交付は申請から概ね2ヵ月かかります。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたしますので、来庁時に写真（たて4cm×よこ3cm）1枚をご持参ください。（精神障害者保健福祉手帳の写真は任意ですので、希望される場合のみご持参ください。）なお、手帳の有効期間は2年間です。なお、手帳の更新手続きは、有効期間の3ヵ月前から申請可能です。

<手続きに必要なもの>

- ① 診断書※
- ② 印鑑
- ③ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

※精神障害を支給事由として障害年金を受給されている場合は、診断書は不要ですが、年金証書及び年金払込通知書等の写しが必要です。

- ④世帯全員の保険証（自立支援医療〈精神通院医療〉を同時に申請される場合）

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

<障害者手帳交付後の手続き>

障害者手帳については、障害の程度の変更、手帳の紛失、き損、住所変更などが生じた場合、手帳を必要としなくなった場合は手続きが必要です。

●サポート手帳

乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害を適切に理解してもらったりするための支援手帳です。

主に発達障害のある方やその家族へのよりよい支援を目指して、埼玉県で作成したものです。必要に応じて、発達に気がかりな方など、それ以外の方でも使用することができます。

配布窓口 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813
ときがわ町保健センター TEL 65-1010

<参考：後期高齢者医療の障害認定>

65歳～74歳の方が一定の障害の状態にあると認定を受けることを障害認定といい、これを受けることによって後期高齢者医療に加入することができます。詳しくは町民課（65-0812）までお問い合わせください。

※障害認定の基準

次の手帳または年金の受給権を取得している方が対象となります。

- 身体障害者手帳 1級・2級・3級
- 身体障害者手帳4級の方のうち、音声機能または言語機能の障害があるとき
- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害で
 - ・1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ・4号（1下肢の機能の著しい障害）

に該当するとき

- 療育手帳 ㉠・A
- 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
- 障害年金 1級・2級

医療助成について

●重度心身障害者医療費助成

対象者が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付、高額療養費、生活療養費を除く）について助成します。

<対象者>次に該当する方

- ・ 身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方
- ・ 療育手帳④, A、Bの交付を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方（精神病床への入院費用を除く）
- ・ 65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。

<助成方法>

(1) ときがわ町協定医療機関※で受診した場合

保険証と受給者証を提示することにより、窓口での支払いが不要になります。

ただし、次の場合は窓口払いが必要になります。

①保険証と受給者証を提示しなかった場合

②同一医療機関等で入院・通院別に月額21,000円以上かかる場合

これらの場合は、(2)と同様の手続きとなります。

(2) ときがわ町協定医療機関以外で受診した場合

医療機関窓口で医療費を支払い、医療費請求書に証明を受けるか、領収書を添付し町へ請求してください。

①医療機関等に医療費の証明を受ける場合は、医療機関ごとに1ヵ月分単位となります。

②請求書に添付する領収書は、受診者名、診療年月日、領収金額、医療保険点数、発行医療機関名、受領印の記載のある原本でお願いします。

高額療養費等に該当し、確認に時間を要する場合には、支給が遅れることがあります。

※申請書は福祉担当窓口にあります。またときがわ町ホームページからダウンロードすることもできます。

<手続きに必要なもの>

- ① 障害者手帳 ② 健康保険証 ③ 受給者名義の預金通帳 ④ 印鑑

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●自立支援医療（更生医療）の給付

<対象者> 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

<内 容>

身体障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に支給されます。（手術前に身体障害者手帳を所持していることが前提です。）

（角膜手術、関節形成術、人工透析療法、腎移植など）

原則1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じた負担上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

●自立支援医療（育成医療）の給付

<対象者及び内容>

次のような障害・疾患のある18歳未満の方で、指定医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合、指定医療機関で必要な医療給付を行います。

育成医療の対象疾患例

（肢体不自由によるもの）内反足、尖足奇形、側弯症など

（視覚障害によるもの）内斜視、白内障、角膜白斑など

（聴覚・平衡機能障害によるもの）中耳奇形、慢性中耳炎など

（音声・言語・咀嚼機能障害によるもの）口蓋裂、口唇裂など

（心臓機能障害によるもの）心室中隔欠損、ファロー四徴症など

（腎臓機能障害によるもの）慢性腎不全、人工透析など

（小腸機能障害によるもの）食道閉鎖、臍帯ヘルニア、肛門閉鎖など

（肝臓機能障害によるもの）胆道閉鎖症、肝硬変など

（その他内臓機能障害によるもの）小腸軸捻転、巨大結腸症など

（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害によるもの）抗HIV療法等

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●自立支援医療（精神通院医療）の給付

<対象者及び内容>

精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方に対して、医療費の一部を公費で負担します。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

<対象者>

20 歳以上で埼玉県内に住所を有し、以下の疾患の治療を受けている方で、国民健康保険等何らかの医療保険に加入している方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の助成を行っています。

- 1、第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2、第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3、第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4、第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5、第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- 6、第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- 7、第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- 8、第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症
- 9、第ⅩⅡ因子（ハイグマン因子）欠乏症
- 10、第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11、von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病
- 12、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

窓 □ 東松山保健所 TEL 22-0280

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

次の病気にかかって治療している 18 歳未満の方を対象に医療費の給付を行っています。（新規申請は 18 歳未満まで。ただし、既に給付を受けており、引き続き治療が必要で一定の状態にある場合には 20 歳未満まで）

※令和2年4月1日現在、762疾病が対象です。

【対象疾患群】

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

窓 □ 東松山保健所 TEL 22-0280

●未熟児養育医療給付制度

＜対象者及び内容＞

次のいずれかに該当する1歳未満の乳児で、養育のため病院に入院することが必要な場合、必要な医療の給付を行う制度です。

- 1、出生時の体重が2,000g以下のもの
- 2、生活力が特に薄弱で、医師が特に入院養育を必要と認めたもの

窓 □ ときがわ町福祉課 TEL 65-0813

●指定難病医療給付制度

いわゆる難病のうち、埼玉県内に住所を有し、指定難病の治療を受けている方を対象として医療費の給付を行っています。詳しくは、東松山保健所にお問合せください。

※令和2年4月1日現在、333疾病が対象です。

窓 □ 東松山保健所 TEL 22-0280

●障害者歯科診療

障害者・児の方が身近な地域で歯科治療が受けられるように、県立施設障害者歯科診療所を設定しています。下記のほかに、明海大学歯学部付属病院などでも障害者歯科診療を行っています。

・町内の障害者歯科相談医

ときがわ歯科診療所	0493-65-1485
もものき歯科医院	0493-65-5511

・県立施設障害者歯科診療所等

埼玉県歯科医師会口腔保健センター	048-835-3210
埼玉県総合リハビリテーションセンター	048-781-2222
あさか向陽園障害者歯科診療所	048-466-1434
皆光園障害者歯科診療所	048-574-8211
そうか光生園障害者歯科診療所	048-932-1312
嵐山郷（障害者歯科診療）	0493-62-0587

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813
埼玉県健康長寿課 TEL 048-830-3575 FAX 048-830-4804

補装具・日常生活用具について

●補装具費（購入・修理）の支給

身体障害者・児の失われた身体機能を補完または代替、難病患者等の身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。

原則として購入等費用の1割が自己負担ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

※すでに購入してしまったものへの支給はおこなっていません。

【補装具の種類】（例）

対 象	種 目
視覚障害者用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、（電動）車椅子、座位保持装置等
	※ 児童のみ対象 排便補助用具、頭部保持具、起立保持具、座位保持具
難病患者等	車椅子、重度障害者用意思伝達装置、装具等

◎新規の場合には医学的意見書や更生相談所の判定が必要になることもありますので、事前に社会福祉担当にご相談ください。難病患者等の方は、病名がわかる受給証等が必要になります。

<申請から支給までの流れ>（18歳以上の場合）

- ① 福祉課へ相談してください。
- ② 指定医師の意見書・見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。
- ③ 埼玉県総合リハビリテーションセンターへ判定依頼をします。
- ④ 県から町へ判定結果が送付され次第、町から業者に支給券を送付します。
- ⑤ 業者は装具を作成し、本人に納品します。受け取ったら支給券に署名押印してください。
- ⑥ 業者が町へ代金を請求し、町は業者へ支払いをします。

※児童の場合は、育成医療機関で作成された補装具費支給（修理）意見書により、市町村が支給決定します。

●日常生活用具の給付

在宅の重度障害者・児及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付しています。なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。

原則として基準額となる購入費用の1割が自己負担です。

※すでに購入してしまったものへの給付はおこなっていません。

<申請の手続き>

- ① 福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べします。
- ② 見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。その後、町から業者へ支給券を送付します。
- ③ 業者は本人に品物を納品します。受け取ったら支給券に署名押印し、自己負担額（1割）をお支払いください。
- ④ 業者が町へ残り9割の代金を請求し、町は業者へ支払いをします。

【日常生活用具の種類】（例）

種目	例
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、パルスオキシメーターなど
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

◎対象者や補助額など、詳細につきましては福祉課へお問い合わせください

●小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

<種目>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻

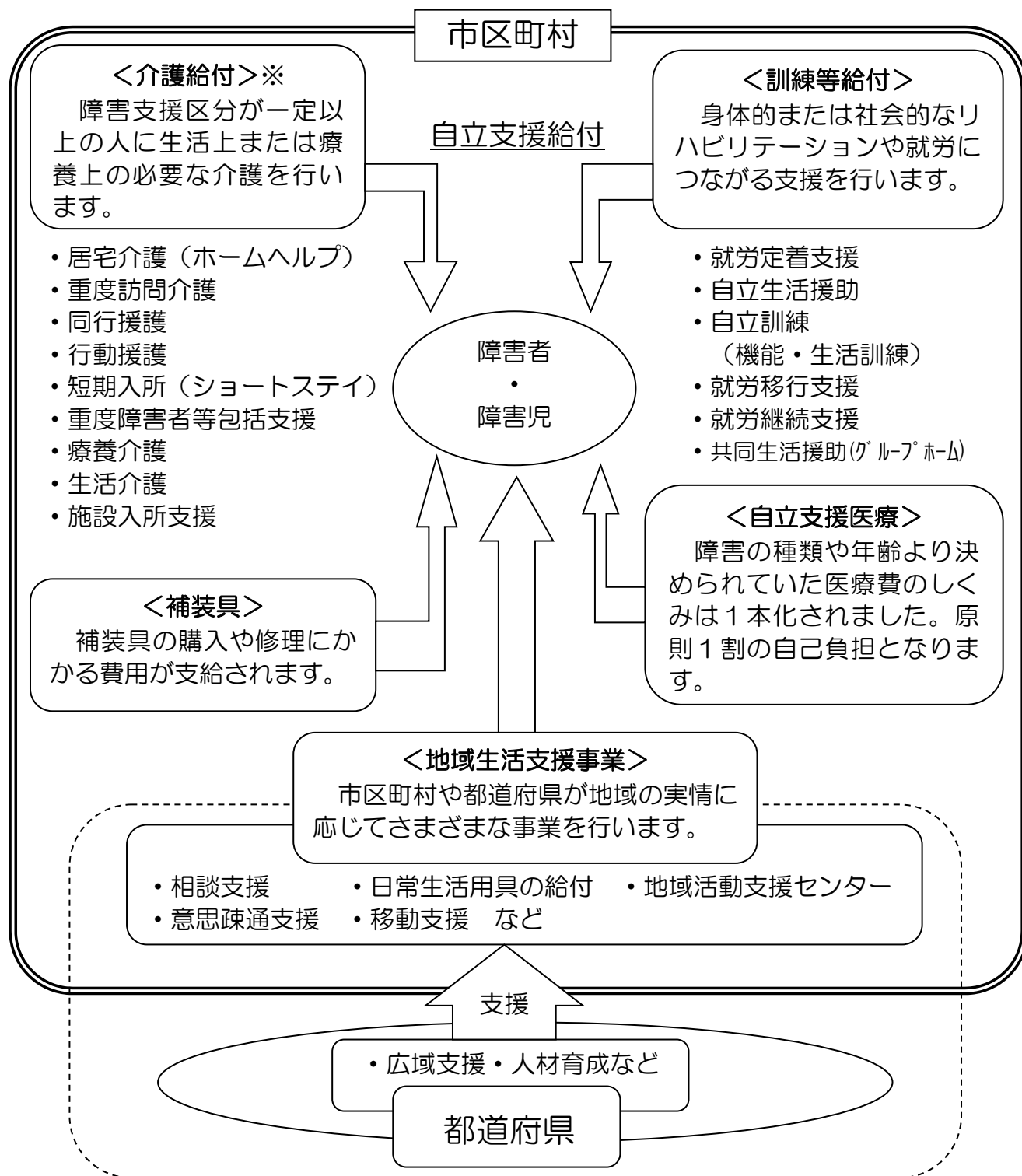
☎ ☐ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

障害福祉サービスについて（障害者総合支援法給付）

障害をお持ちの方が地域で暮らしていく上で、安心した生活ができるよう、障害者総合支援法により総合的なサービスを受けることができます。

（対象者）身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等

サービスのしくみ



※原則として、介護保険制度のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。

障害福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請

社会福祉担当が相談・申請を受付けます。相談の結果、サービスの利用を希望する障害者（障害児の場合は、保護者）、難病患者等は、障害者総合支援法のサービス給付費申請を行います。その際、利用者負担の減額や免除の申請を併せて行います。決定するために必要な書類（本人の収入、世帯の所得状況がわかる書類など）の提出がありますので、あらかじめご了承ください。

② 調査・区分認定

申請をすると職員による聴き取り調査があります。心身の状態や日常生活に関する質問、利用の希望等の調査を行います。ご本人に直接お会いし、聴き取り調査をするため、ご自宅や施設に職員が訪問することがあります。調査結果をもとに、比企広域の区分認定審査会で審査・判定が行われ、障害者の心身の状態等により、障害支援区分が決まります。

③ サービス等利用計画（案）の作成、支給決定

サービス支給決定の前に、指定特定相談支援事業所の職員が訪問面接によるアセスメント（事前調査）を行い、サービス利用計画案を作成し交付します。計画案を説明後、同意を得ましたら支給決定が行われ、受給者証が交付されます。

受給者証には、障害支援区分やサービスの内容、支給期間や利用者負担額などのサービスを利用するのに大切な情報が記載されています。

【指定特定相談支援事業所一覧】（比企管内）

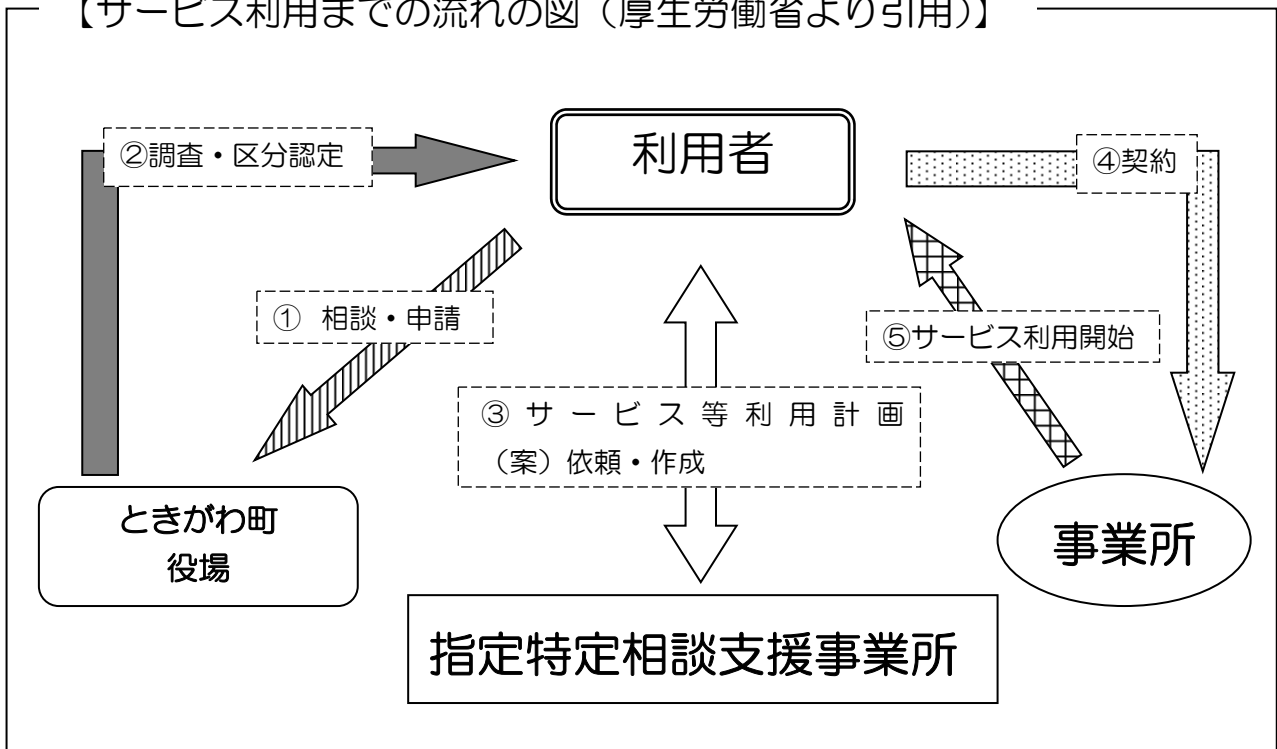
	事業所名	所在地	TEL
1	総合福祉エリア相談支援事業所	東松山市	21-5570
2	比企生活支援センター	東松山市	81-7145
3	西部・比企地域支援センター	東松山市	81-5310
4	あんずの里相談支援センター	東松山市	34-5488
5	りあん相談支援センター	東松山市	81-5485
6	指定特定相談支援事業所	東松山市	81-3914
7	特定相談支援事業所 なめがわ	滑川町	53-4761
8	青い鳥相談支援センター	嵐山町	81-6046
9	相談支援センターらんざん	嵐山町	62-0471
10	障害児・障害者相談支援室 マカロン	小川町	81-6403
11	相談支援事業所いえんて	小川町	74-6316
12	相談支援センターあすなろ	小川町	59-8877
13	相談支援室 どんぐり	小川町	74-0082
14	合同会社おおきな木相談支援室	小川町	74-1610

④ 契約

受給者証の交付を受けた後、サービスを利用する事業者等と契約を結びます。事業者についてお困りの際は、福祉課又は指定特定相談支援事業所にご相談ください。

⑤ サービス利用開始 受給者証を提示し、サービスを利用します。

【サービス利用までの流れの図（厚生労働省より引用）】



障害福祉サービス利用者負担について

障害福祉サービスを利用すると、負担能力に応じた利用者負担を支払います。ただし、費用の1割が上限となります。上限額よりサービスの1割に相当する額が低い場合は1割を負担します。

【障害者の利用者負担】

所得区分	対象となる人	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

【障害児の利用者負担】

所得区分	対象となる人		負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯範囲は、次のとおりです。

- 18歳以上の障害者（施設に入所する18歳、19歳を除く）・・・障害者本人とその配偶者
- 障害児（施設に入所する18歳、19歳を含む）・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

○補足給付の認定について

施設入所者の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減するために補足給付を支給します。

【支給決定時に20歳未満の入所者】

保護者が子どもを養育する一般世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が支給されます。

【支給決定時に20歳以上の入所者】

生活保護や低所得の人は、申請により補足給付が支給され負担が軽減されます。

○グループホーム利用助成

グループホームを利用する人で、所得が低い人は家賃の一定額が助成されます。

詳しい内容、負担額については、社会福祉担当にお問い合わせください。

障害（児）者のための施設一覧（ときがわ町・比企管内・入間管内 他）

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護

事業所名	所在地	TEL
ケアサービス ふきのとう	ときがわ町玉川 4831-1	66-0251
エスコ ケアセンター	ときがわ町番匠 238	66-0333
おひさま介護サービス 東松山	東松山市松山町 1-8-3	25-6200
ライフ居宅介護支援センター	東松山市新郷 180-5	24-1717
総合福祉エリアヘルパーステーション	東松山市松山 2183	21-5571
FSC 昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353
ニチイケアセンター東松山	東松山市箭弓町 1-16-1	21-0151
ヘルパーステーションコアラ	東松山市早俣 1-1	81-3914
ヘルパーステーションあんずの里	東松山市白山台 19-2	34-5488
けあビジョン東松山	東松山市新明町 1-2-1	23-5970
訪問介護こころ粹	滑川町月の輪 5-18-2	59-9601
ハートくん訪問介護事業所	嵐山町菅谷 487-1	62-6652
訪問介護ドリーム ケア	嵐山町志賀 274-55	81-3166
彩香らんど 「田舎の家」	小川町下里 706-1	71-3117
訪問介護事業所 ほほえみ	小川町大塚 244-1	81-7155
訪問介護事業所光り	坂戸市仲町 1-21	049-299-4708
同行援護事業所 彩	熊谷市箱田 4-6-32	0485-22-2222

②行動援護

総合福祉エリアヘルパーステーション	東松山市松山 2183	21-5571
FSC 昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353
ヘルパーステーションコアラ	東松山市早俣 1-1	81-3914
ヘルパーステーションあんずの里	東松山市白山台 19-2	34-5488

③短期入所

むさしの青年寮	東松山市大谷 4730	39-1895
ショートステイ・すばる	東松山市殿山町 6-26	23-4215
嵐山郷	嵐山町古里 1848-1	62-6221
ショートステイ・あすく	嵐山町平沢 249-2	22-5499
西山荘	鳩山町大橋 44-1	049-206-5775
太陽の家	飯能市下加治字天神前 11-5	042-972-5505
光の家療育センター	毛呂山町小田谷瀬田 162	049-276-1357
埼玉療育園	寄居町藤田 179-1	048-581-0351

④重度障害者等包括支援

総合福祉エリアヘルパーステーション	東松山市松山 2183	21-5571
F S C 昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353

⑤生活介護

千樹の里	ときがわ町玉川 1322-3	65-3033
オードリー	東松山市下青鳥 391-1	59-9671
嵐山郷	嵐山町古里 1848-1	62-6221
デイセンターウィズ	嵐山町鎌形 2804-1	63-0436
けやき	小川町腰越 618	74-0082
キャンディ	小川町小川 939-10	81-4817
西山荘	鳩山町大橋 44-1	049-296-5775
光の家療育センター	毛呂山町小田谷瀬田 162	049-276-1357
おごせ福祉作業所	越生町如意 736-1	049-292-2817

⑥就労移行支援

就労支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	24-1915
やきとり りん	滑川町月輪 961-4	62-1862

⑦就労継続支援B

千樹の里	ときがわ町玉川 1322-3	65-3033
リ・ハート	東松山市本町 1-7-24	21-6500
あんだんて	東松山市石橋 1044-2	59-8978
オードリー	東松山市下青鳥 391-1	59-9671
はまや都作業所	滑川町都 25-22	59-9265
ハーモニー	滑川町羽尾 496-5	56-4875
シンフォニー	滑川町羽尾 1041-7	59-9007
デイセンターウィズ	嵐山町鎌形 2804-1	63-0436
フレンドリー小川	小川町増尾 129-1	53-6006
おごせ福祉作業所	越生町如意 736-1	049-292-2817

川本園	深谷市本田 7080-8	048-583-5908
はまや鶴ヶ島作業所	鶴ヶ島市脚折町 6-25-10	049-299-5735
多機能型事業所ラボリ	坂戸市薬師町 27-9	049-227-3115
はぐくみ園	寄居町末野 2044	048-581-8050

⑧共同生活援助（グループホーム）

クインテット	ときがわ町玉川 659-1	59-9005
はっぴー	ときがわ町番匠 171-2	65-3153
グローブ	ときがわ町玉川 1322-2	65-3033
ケアホームいずみ	東松山市五領町 4-1	81-4023
共同生活ホーム「すまいる」	東松山市松葉町 4-8-48	22-5499
しののめ荘	東松山市大谷 4153-26	39-0303
ひまわりホーム	東松山市松山町 2-9-11	56-3971
グループホーム森の家	滑川町羽尾 3937-1	56-4775
あすく	嵐山町平沢 249-2	22-5499
和(なごみ)	鳩山町大豆戸 142-9	049-227-9631

⑨施設入所支援

療護園滑川	滑川町和泉 838-1	56-6835
滑川珠美園	滑川町羽尾 4910-1	56-3971
むさしの青年寮	東松山市大谷 4730	39-1895
あかつき園	東松山市大谷 5360	36-1108
愛弘園	東松山市岩殿 1738	34-4331
嵐山郷	嵐山町古里 1848-1	62-6221
嵐山四季の家	嵐山町鎌形 1340-3	63-0151
西山荘	鳩山町大橋 44-1	049-296-5775
聖神学園	鳩山町泉井 1003-1	049-296-2284

⑩自立訓練（生活訓練）

友人館	東松山市大谷 4161-1	39-2584
-----	---------------	---------

⑩就労移行

障害者就業・生活支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	24-5658
ウェルビー	川越市脇田本町 9-16	049-249-8070
Office HIRUGAO	鶴ヶ島市脚折 1497-23	049-298-4947
LITALICO ワークス所沢	所沢市宮本町 2-11-11	04-2929-5221

⑪児童発達支援

児童デイサービスわくわく	東松山市上唐子 1397-7	59-8801
kidsland あんず	東松山市白山台 19-2	34-5488
ちょこれーと	小川町下里 331	72-1073

⑫放課後等デイサービス

児童デイサービスわくわく	東松山市上唐子 1397-7	59-8801
kidsland あんず	東松山市白山台 19-2	34-5488
ソレイユ	滑川町山田 1798-2	81-3945
ちょこれーと	小川町下里 331	72-1073
ラボリジュニア	坂戸市末広町 1-6	049-250-9774
ワンダーハウス	毛呂山町小田谷 30-1	049-277-5101

⑬保育所等訪問支援

ハロークリニック相談支援室	東松山市大谷 1064	39-4829
kidsland あんず	東松山市白山台 19-2	34-5488

障害福祉サービスの種類・内容

給付種類	サービス種別	内 容
介護給付（訪問系）	居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事や家事の援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護や家事の援助を行います。また、その他の生活全般にわたる援助や外出支援を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難があり常に介護を有する人が外出する際に、危険を回避するために必要な援護や移動中の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護や重度訪問介護等複数サービスを包括的に行います。
介護給付（日中活動系）	療養介護	医療と介護を常に必要とする人に、医療機関で療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設にて、入浴、排泄、食事や家事の介護等を行うとともに創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	就労定着支援	利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に行います。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に行います。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害者支援施設または障害福祉サービス事業所において、一定期間、自立した日常生活を営むため必要な生活能力の維持や向上等の訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動や職場体験等の必要な知識及び能力の向上のために訓

		練を行います。また、就職活動に関する支援や就職後の職場への定着のための支援を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、必要な知識や能力向上等の訓練を行います。
介護給付（居住系）	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の支援を行います。
訓練等給付（居住系）	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者施設や精神科病院に入院している障害者につき、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

障害児福祉サービスの種類・内容

給付種類	サービス種別	内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等にて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等の訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

障害年金について

●障害基礎年金

＜対象者＞国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格喪失後でも 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所を有するときに、初診日がある傷病（病気やけが）により、障害の状態になり、障害認定日（傷病の状態が治った（固定した）日または初診日から 1 年 6 か月を経過した日）に 1 級または 2 級の障害の状態にある場合に支給されます。

ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20 歳前（国民年金の被保険者になる前）に初診日がある場合は、20 歳になったとき（障害認定日が 20 歳以後の場合その障害認定日）に障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、本人の所得により年金額の全額あるいは半額が支給停止される場合があります。

＜内 容＞年金額（令和元年度）

1 級（年額）	975,125 円
2 級（年額）	780,100 円

※ 子の加算額

障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた 18 歳未満の子または 20 歳未満で障害の程度が 1 級、2 級の子がいるときは、加算があります。

加算対象の子	加算額（年額）
第 1 子・第 2 子（1 人につき）	各 224,500 円
3 人目以降（1 人につき）	各 74,800 円

●障害厚生年金

＜対象者＞厚生年金加入中に初診日（初めて医師の医療を受けた日）がある病気やけがによって、障害等級の 1 級・2 級・3 級のいずれかに該当する場合に障害厚生年金が支給されます。

障害等級の 1 級・2 級に該当する人には、障害基礎年金と併せて支給されます。

また、厚生年金加入中に初診日のある傷病が 5 年以内に治り、3 級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金独自の障害手当金が支給されます。

内容・窓口

内容につきましては、各年金事務所にお問合せください。

●心身障害者扶養共済制度

心身障害児（者）を扶養している保護者が死亡又は重度の障害者になった場合に心身障害児（者）に年金が支給されます。

＜対象者＞県内に居住する 65 歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方

- 1、身体障害者 1 級～3 級
- 2、療育手帳所持者

3、精神又は身体に永続的な障害のある方で上記 1,2 と同程度と認められる方
 <掛 金>加入時の年齢により月額1口 9,300円~23,300円（加入数は2口まで）
 <支給額>1口 月額 20,000円（毎月25日振込）

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

障害者手当について

●児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある児童を育てている方に支給されます。

※ <支給額> 所得により一部支給があります。

児童数	1人	2人	3人以上1人増すごとに
月額 (全部支給の場合)	43,160円	10,190円加算	6,110円加算

<支給制限> 次のいずれかに該当するときは受給できません。

① 申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者の前年所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
請求者本人	1,920,000円	2,300,000円	380,000円加算
扶養義務者	2,360,000円	2,740,000円	380,000円加算

② 児童が施設に入所しているとき

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から支払われます。奇数月に年6回、各2か月分を受け取れることとなります。

●特別児童扶養手当

身体または精神に障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している方に対し、国から手当てが支給されます。

区分	対象者	手当月額
1級	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④、A	52,500円
2級	身体障害者手帳3級、4級一部、療育手帳B	34,970円

※ 障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

<支給制限> 次のいずれかに該当するときは受給できません。

① 父母及び扶養義務者の前年所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0人	1人		2人以上1人増すごとに
請求者本人	4,596,000円	4,976,000円		380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円		213,000円加算

② 児童が施設に入所しているとき

③ 児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)に、4か月分ずつ支払われます。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●特別障害者手当

20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態(特別障害者手当の障害基準を満たしている)にある方に支給されます。

<手当額> 月額 27,350円

<支給制限> 次に該当するときは受給できません

① 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごとに
障害者本人	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

② 施設に入所している方

③ 継続して3ヶ月をこえて病院等に入院している方

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年2月(11月～1月分)、5月(2月～4月分)、8月(5月～7月分)、11月(8月～10月分)に支給されます。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●障害児福祉手当

20歳未満であって身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳[㊤]の方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方に支給されます。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

<手当額> 月額 14,880円

<支給制限・支給方法> 特別障害者手当に同じ(児童の場合、入院は除く)

●在宅重度心身障害者手当

重度の障害があり特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給を受けていない方に対し支給されます。ただし、住民税が課税されている方、施設に入所している方、65歳以上の新規手帳取得の方は除きます。

<対象者> 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方

療育手帳[㊤]、Aの交付を受けた方

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 他

<手当額> 月額 5,000円

<支給方法> 申請のあった月の翌月分から、3月(10月～3月分)と9月(4月～9月分)に支給されます。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

税金控除について

●所得税の障害者控除

<対象者>

納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳[㊤]、A をお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳B、C をお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 40 万円（配偶者又は扶養親族で同居の場合は 75 万円）が控除されます。	所得金額から 27 万円が控除されます。

東松山税務署 TEL 22-0990

※ ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合には勤務先の給与係へお尋ねください。

●住民税の障害者控除

<対象者>

納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、申告により次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳[㊤]、A をお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳B、C をお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 30 万円（配偶者又は扶養親族で同居の場合は 53 万円）が控除されます。	所得金額から 26 万円が控除されます。

ときがわ町役場税務課 TEL 65-0811

※ ただし、所得税を給与から特別徴収されている場合には勤務先の給与係へお尋ねください。

●相続税の障害者控除

<対象者>

相続または遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障害のある場合は、申告により次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳^④、A をお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳B、C をお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

東松山税務署 TEL 22-0990

●預貯金のマル優・特別マル優制度について

<対象者>

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
- (イ) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害年金を受給中の方

<内 容>

預貯金、利付国債、公募地方債等のお利息にかかる一律 20%の税金（所得税 15%および地方税 5%）を非課税にすることができます。ただし、一人あたり預貯金にかかる少額貯蓄非課税制度（マル優制度）で 350 万円、利付国債や公募地方債等にかかる少額公債非課税制度（特別マル優制度）で 350 万円、合計 700 万円までとなっております。範囲内であれば、複数の金融機関で利用が可能ですが、範囲を超えた預入れに対しては課税対象となります。

各金融機関

●紙おむつに係る費用の医療費控除

<対象者> (ア)～(ウ) のすべてに該当される方

- (ア) 税金を納めている
- (イ) 疾病により概ね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にある
- (ウ) 医師の治療を継続して受ける必要があり、おむつの使用が必要と認められる

<内 容>

紙おむつや医師の診療代、薬品等の医療費が年間を通し10万円もしくは所得金額の5%を超えた場合、申告するとその金額が課税対象から控除されます。かかりつけの医師が治療上必要と認め、『おむつ使用証明書』を発行した場合に限り控除の対象となります。

ときがわ町役場税務課 TEL 65-0811

※『おむつ使用証明書』の発行については各医療機関にお問い合わせください。

●ストマ用装具に係る費用の医療費控除

<対象者>

ストマケアに係る治療を受け、人工肛門のストマ（消化器系）又は尿路変更のストマ（尿路系）を使用している方

<内 容>

ストマ用装具に係る費用について、医師が治療上、ストマ用装具を使用することが必要不可欠と認め、証明書を発行した場合に限り医療費控除が受けられます。

窓 □ ときがわ町役場税務課 TEL 65-0811

※『証明書』の発行については各医療機関にお問い合わせください。

●自動車税・自動車取得税の減免について

<対象者>

(ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、次ページの表に該当する障害をお持ちの方

(イ) (ア)に該当する方と生計を同一にする方

<内 容>

(ア)、(イ)に該当する方が取得又は所有する自動車で、(ア)、(イ)に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、専ら障害者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、一人につき一台まで自動車取得税及び自動車税が減免されます。

【減免額】

(1) 自動車取得税の減免額は、「300万円×該当する自動車の税率」が上限額です。（上限を超えた分は納税していただくことになります。）

(2) 自動車税の減免額は、45,000円（乗用車の場合、総排気量2.5リットル以下）が上限です。ただし、自動車税のグリーン化税制により15%重課となっている自動車の場合は51,700円が上限です。年度途中で新規登録した場合や、申請期限を過ぎて申請した場合には、45,000円（15%重課の自動車の場合は、51,700円）を月割した額が上限となります。（上限を超えた分は納税していただくことになります。）

【申請期限】

○自動車税：納期限（新規取得した自動車は登録の日から30日以内）まで

※ 自動車税の場合は申請期限後の申請もできるが、その場合は申請月の翌月分から月割りでの減免となります。

※軽自動車の場合は、納付期限までの期間に申請が必要です。

○自動車取得税：登録の日から30日以内

受 付 埼玉県自動車税事務所熊谷支所（新たに取得した自動車の減免）

東松山県税事務所（従来から使用している自動車の減免）

※軽自動車の場合は、ときがわ町役場税務課 TEL 65-0811

【申請に必要な書類】

○障害者と納税義務者等が同居している場合

①障害者手帳、自動車検証、運転免許証。現在の住所が確認できない場合は、住民票。

○障害者と納税義務者等が別居している場合

①障害者手帳、自動車検証、運転免許証。現在の住所が確認できない場合は、住民票。

②扶養関係がわかる健康保険証、源泉徴収票など

○運転者が常時介護者（同一生計者の方以外）、ただし、納税義務者は障害者の場合

①障害者の世帯全員の住民票

②「常時介護者の誓約書」

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		減免対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1 級、3 級	
	体幹	1 級から 3 級まで及び 5 級	
	聴覚	2 級、3 級	
	視覚	1 級から 3 級まで及び 4 級の 1 (4 級のうち両目の視力の和が 0.09~0.12)	
	音声又は言語機能	3 級 (喉頭が摘出された場合に限る)	
	平衡感覚	3 級	
	上肢	1 級、2 級	
	下肢	1 級から 6 級	
	乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能	上肢	1 級、2 級
		移動	1 級から 6 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1 級から 3 級
	療育手帳		㉠、A
精神障害者保健福祉手帳		1 級で精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免範囲に準じる	

在宅生活支援

●障害児（者）生活サポート事業

<対象者>

身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方
医師により発達に障害があると診断された方
難病患者

<内 容>

町に登録した民間サービス団体が、障害者・児の外出援助、送迎、一時預かり等のサービスを行います。1時間あたりの利用自己負担額は400円（年間150時間まで利用可能ですが、150時間を越えた場合は、1時間あたり2,850円の自己負担になります。）

※事業所によっては、他に手数料やガソリン代などが発生する場合があります。

<利用方法>

申請後、登録証を発行いたしますので、ご自分で事業所へ連絡し、利用予約をしてください。

【ときがわ町生活サポート事業登録団体】（登録順）

	事業所名	電話番号
1	ファミリーサポートセンター昴	0493-25-3353
2	ケアサポートすずらん	0493-72-5716
3	ライフサポート部「のびる」	048-581-8050
4	在宅支援センター大樹（レスパイト大樹）	04-2968-3581
5	喜和	0493-81-5731
6	在宅福祉サービス たすけあい日高	042-989-1575
7	ヘルパーステーション あんずの里	0493-34-5488
8	毛呂山サポートセンター	049-294-2040
9	サンメイト	0493-81-5191
10	サアラサポート	049-283-0808
11	ありす福祉会 みずき	049-280-3366

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

● 配食サービス

<内 容>昼食を配食し、併せて安否の確認を行っています。週6回（月～土）

<対象者>家庭において調理することが困難な、40歳以上で心身に障害ある方

<費 用>1食300円

●重度障害者居宅改善整備事業

重度身体障害者（下肢、体幹機能障害 1 級、2 級の方で、所得が一定基準以下の方）の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に應じ使いやすく改善する場合、1 件あたり 36 万円を上限に補助します。

※日常生活用具給付事業の住宅改修給付が優先されます。

●福祉タクシー利用料金助成事業

<対象者>

障害者手帳(身体、療育、精神いずれかの手帳)をお持ちの方

<内 容>

障害者タクシー利用券を年間 36 枚交付し、初乗り料金相当を補助します。

利用できるタクシーは埼玉県タクシー協会、埼玉県個人タクシー協会に加入している事業者及び町と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。

※同一年度内に自動車等燃料費助成との選択制であり、併給はできません。

●自動車等燃料費助成事業

<対象者>

身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の交付を受けた方

療育手帳^①・A・Bの交付を受けた方

精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けた方

<内 容>

上記障害をお持ちの本人またはその介助者に対して燃料費の助成をします。

1 ヶ月あたり 1,500 円を上限とします。

※福祉タクシー利用料金助成との選択制であり、併給はできません。

●日中一時支援事業

在宅の障害児（者）の日中における活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等必要な支援を行う事業です。

<費用負担>利用者負担は事業単価の 1 割です。（詳しくは社会福祉担当まで）

●自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

【自動車運転免許取得費助成】

<対象者>

町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者に対し、第 1 種普通自動車免許の取得に要した費用に対し、対象経費の 2 / 3 の額を補助します。（上限 12 万円）

【自動車改造費助成】

<対象者>

町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の運転する自動車の走行装置等の改造に係る費用に対し、10 万円を限度に補助します。

●障害者入浴サービス事業

町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、1級または2級の肢体不自由者に対して、月2回まで委託業者が訪問入浴サービスに伺います。

<費用負担>負担なし。

●紙おむつ給付事業

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方に、紙おむつを支給します。

<給付枚数>月5,000円相当の紙おむつを自宅へお届けします。

●温泉等利用補助券の交付事業

障害者手帳（身体、知的、精神的いずれかの手帳）をお持ちの方に、利用補助券の交付を行います。補助券を使えるのは下記施設で利用料金に対し300円を補助します。

- ・湯郷玉川（旧玉川温泉保養所） TEL 65-4977
- ・都幾川 四季彩館 TEL 65-5515

●更生訓練費支給事業及び就職支度金給付事業

自立訓練又は就労移行支援を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業。また、更生訓練を終了し、かつ就職等により自立する方に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業。利用希望の方は、社会福祉担当までご相談ください。

●意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣）

町内に住所を有する聴覚障害者等が県内において冠婚葬祭、各種手続き等に関して手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、町が委託する社会福祉法人埼玉聴覚障害者情報センターから手話通訳者等を派遣するものです。

<費用負担>

原則無料ですが、手話通訳者等を同伴して交通機関などを利用する場合の交通費、施設などの入場料は自己負担となります。

●地域活動支援センター事業

障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。

利用者の費用負担はありませんが、参加する行事によって、実費材料費等かかることがあります。

ときがわ町では以下の事業所に委託しております。

- ①地域活動支援センター「あすみーる」 TEL 21-5593
- ②比企生活支援センター TEL 81-7145

●移動支援事業

野外での移動に困難がある障害者等に対して、外出のための支援を行うものです。（公共交通機関を利用しての移動支援が対象です。）

<費用負担>

利用者負担は、町で設定した単価をもとに、利用時間により算出した額の1割です。（詳しくは社会福祉担当へ問合せください）

①総合福祉エリアヘルパーステーション	TEL	21-5571
②虹の会	TEL	34-5488
③ハートくん訪問介護事業所	TEL	62-6652
④ファミリーサポートセンター昴	TEL	25-3353
⑤ふきのとう	TEL	66-0251
⑥あゆみ福祉会	TEL	049-298-7045
⑦訪問介護ドリームケア	TEL	81-3166
⑧けあビジョン東松山	TEL	23-5970
⑨ライフ居宅介護支援センター	TEL	24-1717
⑩サアラサポート	TEL	049-283-0808

●成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等の障害者で判断力が不十分であり、本人に配偶者や四親等以内の親族がいない方などで、成年後見制度による援助が必要と認められるとき、成年後見制度の審判請求申立ての費用、後見人等の報酬の一部を補助する制度です。

<対象者>

町内に住所を有する方で、知的障害、精神障害により判断能力が十分でなく、四親等以内に申立てを行うべき親族がいない方、又は助成を受けなければ成年後見制度の利用や後見人等への報酬支払いが困難である方

●寝具洗濯乾燥消毒事業

【内容】寝具の洗濯及び乾燥消毒を行います。

【対象者】重度心身障害者でねたきりの方及びねたきりの高齢者

【費用】生活保護世帯及び所得税非課税世帯・・・0円

所得税課税世帯・・・乾燥 500円

洗濯乾燥 1,000円

介護保険制度と障害サービスとの関係

障害者であっても、65歳以上で介護の必要な方、または40歳以上で加齢に伴う疾病（特定疾病）により日常生活に介護を要する状態になった方については、介護保険制度によるサービスを受けることができます。介護保険制度と障害サービス制度とで共通するサービスについては、原則として介護保険制度のサービスを利用させていただくこととなります。

ただし、介護保険に無いサービスを受けたい場合や一定の条件を満たした場合など、介護保険を利用していても受けられる障害サービスもありますので、詳細については福祉課までお尋ねください。

社会福祉協議会でのサービス

●介護用品の無料貸し出し

障害の有無に関わらず、事故や疾病など一時的に、在宅で車椅子やエアマット等が必要になった方を対象に、無料の貸し出しを行っています。

(最長2ヵ月、それ以上の場合は要相談)

●車いす対応軽自動車貸出事業

日常車いすを使用されている方の外出を援助するため、車いす対応軽自動車の貸出を行っています。

●福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

<内 容>安心して生活が送れるように、「生活支援員」が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

<対象者>物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者

<費 用>相談や支援計画の作成は無料です。

契約後の「生活支援員」によるお手伝いには費用がかかります。

●地域支え合い事業

加齢や疾病などで、今まで自分でやっていた事が出来なくなった方の「ちょっとした困りごと」を住民同士で支え合う仕組みの事業です。独居など支援してくれる人がいない方に、ボランティアさんが支援します。

<内 容>買い物代行・外出支援・電球交換・話相手など

<対象者>ときがわ町にお住いで、日常生活上のサポートが必要な概ね65歳以上の方
障害のある方、病気や出産などで一時的に支援が必要な方（介護保険サービスや障害福祉サービスの公的サービスをご利用の方は、事前にご相談ください。）

<費 用>30分 300円

●生活福祉資金の貸付

<内 容>自立した日常生活を送るために、一時的に必要な資金を経費として貸付けます。

<対象者>低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

<費 用>必要な経費によって異なります。希望される方はご相談ください。

<実施主体>埼玉県社会福祉協議会 <相談窓口>ときがわ町社会福祉協議会

公共料金の減免

●JR運賃の割引

<対象者及び内容>

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者（介護付） 第1種知的障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線
第1種及び第2種身体障害者 第1種及び第2種知的障害者 （単独利用の場合）	普通乗車券	5割	JR・連絡会社線及び航路の片道の営業キロが100kmをこえるもの
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の知的障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全線

各JR窓口

※各私鉄も割引を行っていますが、取扱いが異なる部分もあるため直接各社へお問合せください。

●バス運賃の割引

<対象者> 身体障害者手帳を持っている方

療育手帳を持っている方

精神障害者保健福祉手帳を持っている方（写真の添付がある方）

<内 容> 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。

ただし、バス定期は3割引きです。（小児定期券は割引されません。）

（第1種身体障害者、療育手帳を持っている知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。）

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

各バス会社

●有料道路割引

<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方（種別によって対象にならないこともあります。）

【要件】

- (1) 台 数 障害者 1 人につき 1 台を事前に登録
- (2) 車種要件
 - ・自家用乗用自動車（定員 10 人以下）
 - ・自家用貨物自動車（定員）4～10 人で荷台との仕切りなし、又は積載量 500kg 以下で仕切りがあるもの
 - ・二輪自動車（排気量 125cc 以上）

(3) 所 有 者 a 障害者本人が運転する場合

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。

b 障害者本人以外が運転する場合

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。また、上記の方が所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有すること。

※リース車等で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているものは確認させていただきます。また、営業目的で使用されていることが明らかなもの等は対象外です。

(4) 登 録 割引を受けるためには、福祉課での事前登録が必要です。

窓口で有料道路障害者割引申請書に必要事項を記入の上、審査を受けてください。

また、ETC を利用するためには、本人の ETC カードと車載器の番号が必要になります。

有効期間は、手続きをした日から 2 回目の誕生日までです。

<内 容> 割引率 50%以内（適用は、全国すべての有料道路）

福祉課社会福祉担当 TEL 65-0813

●福祉有償運送の移送サービス

単独ではタクシーなどの公共交通機関を利用して移動することが困難な障害者や高齢者を対象に NPO 法人等の団体が行う個別輸送サービスです。

<対象者> 障害者手帳をお持ちの方

介護保険の認定をお持ちの方

<利用方法> NPO 法人など福祉有償運送を行っている団体に会員登録をして利用します。

利用の際には、別途、団体によって利用料金などがかかります。

県内の団体の確認先 埼玉県移送サービスネットワーク事務局

TEL 0493-67-1678

●NHK受信料の減免

【全額免除】身体・知的・精神障害者手帳を取得した方が世帯構成員にあり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】

世帯主（契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が重度（1級、2級）の身体障害者手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が重度（㉠、A）の療育手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

福祉課社会福祉担当で免除の証明を受けてください。

●NTT番号案内の料金減免

104を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

<対象者>

- ・身体障害者手帳の視覚障害1級～6級又は肢体不自由（1、2級）の方
- ・療育手帳を持っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

NTT各営業所

●身体障害者補助犬の給付

<対象者>

1級の視覚障害者（盲導犬）、1級、2級の肢体不自由者（介助犬）、2級の聴覚障害者（聴導犬）

<内 容>

身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

埼玉県 障害者福祉推進課 TEL 048-830-3309

●郵便等による不在者投票制度

<対象者>

- ・1級、2級の両下肢・体幹・移動機能障害の方
- ・1級、3級の心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害の方
- ・1級～3級の免疫・肝臓機能障害の方





<内 容>

身体に重度の障害があり一定の条件に該当される方で、選挙投票日に投票所での投票が困難な場合、ご自宅など現にいる場所で不在者投票ができる制度です。この制度を利用する場合は、あらかじめ届出が必要です。詳しい内容・手続き方法は選挙管理委員会に問い合わせください。

ときがわ町選挙管理委員会 TEL 65-0401

障害者に関するマークについて

名称・マーク	概要等
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>

<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>【ハートプラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸器機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>

【ヘルプマーク】



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

町内の公共施設等情報一覧

【ときがわ町役場本庁舎】

- ・多目的トイレ あり
- ・点字ブロック あり

【保健センター】

- ・エレベーター あり
- ・車椅子対応トイレ あり
- ・スロープ あり
- ・点字ブロック あり

【ときがわ町役場第二庁舎・都幾川公民館】

- ・エレベーター あり
- ・多目的トイレ あり
- ・点字ブロック あり

【文化センター・ときがわ町立図書館】

- ・エレベーター あり
- ・車椅子対応トイレ あり

【玉川公民館】

- ・エレベーター あり
- ・多目的トイレ あり
- ・スロープ あり
- ・点字ブロック あり

【せせらぎホール】

- ・車椅子対応トイレ あり
- ・点字ブロック あり

【生き生き活動センター】

- ・エレベーター あり
- ・多目的トイレ あり
- ・スロープ あり
- ・点字ブロック あり

【トレーニングセンター】

- ・車椅子対応トイレ あり

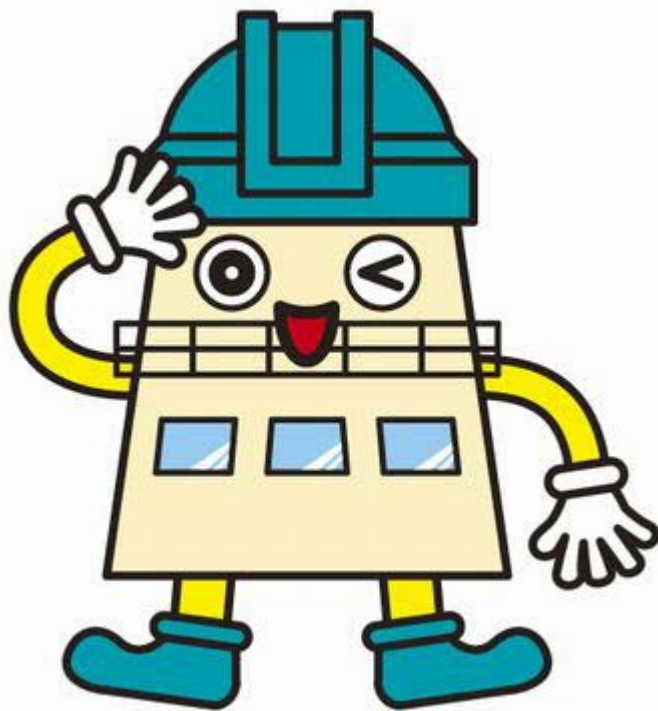
障害者手帳等級別該当サービス等一覧

※この一覧はあくまで目安です。
対象者についての制限がある場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

制度 障害種別	医療の給付				補装具等		手当・年金等							税金の軽減				住まい		社会参加の促進							公共料金の減免										
	重度心身障害者医療費助成	自立支援医療			補装具	日常生活用具	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金	障害厚生年金	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	在宅重度心身障害者手当	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・自動車取得税の減免	重度障害者居宅改善整備	県営住宅入居の優遇	生活サポート事業	福祉タクシー利用券	自動車等燃料費助成	運転免許取得費用の補助	自動車改造費の助成	手話通訳者の派遣	要約筆記奉仕員の派遣	運賃の割引									
		更生医療	育成医療	精神通院医療																								鉄道	バス	タクシー	国内航空	有料道路の割引	NHK受信料の減免	N・T・T番号案内の料金減免	携帯電話基本使用料等の割引		
ページ	8	9	9	9	12	13	23	23	23	24	24	25	25	25	26	26	27	28	31	-	30	31	31	31	31	32	32	35	35	-	-	36	37	37	-		
身体障害者手帳	(上肢・下肢・体幹) 肢体不自由	1	△	○	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	△	○	○		
		2	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		3	△	○	○	△	△	○	△	○	△	○				○	○	○	△		○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	○	△		○	
		4		○	○	△	△		△	△		△				○	○	○	△		○	○	○		△	△			○	○	○	○	○	△		○	
		5		○	○	△	△									○	○	○	△			○	○		△	△			○	○	○	○	○	△		○	
		6		○	○	△	△									○	○	○	△			○	○		△	△			○	○	○	○	○	△		○	
	内部障害	1	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	△	△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△		○	
		2	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○		△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△		○	
		3	△	○	○	△	△	○	△	△		○				○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△		○	
		4		○	○	△	△			△						○	○	○			○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△		○	
	視覚障害	1	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○		○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		2	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		3	△	○	○	△	△	○	○	○		○				○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4		○	○	△	△		△	○						○	○	○	△		○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		5		○	○	△	△			△						○	○	○			○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		6		○	○	△	△			△						○	○	○			○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
	聴覚・平衡障害	2	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	△		○	
		3	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	△		○
		4		○	○	△	△		△	○						○	○	○			○	○	○		△		○	○	○	○	○	○	○	△		○	
		5		○	○	△	△			△						○	○	○			○	○	○		△		○	○	○	○	○	○	○	△		○	
	音声言語	3	△	○	○	△	△	○	○	○		○				○	○	○	△		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△		○	
		4		○	○	△	△		△	○		△				○	○	○			○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△		○	
	療育手帳	重度	①	△			△	○	○		○	○	△	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
			A	△			△	○	○		○	○			△	○	○	○	○		○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		軽度	B	△				○	△			○				○	○	○			○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
			C					○								○	○	○			○	○	○		△			○	○	○	○	○	○	△	○	○	
	保健福祉手帳	1級	△		○		○	○	○	△	○	△	△	△	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○				△	○	○	○		
		2級	△		○		○	○	○		○				○	○	○			○	○	○	○	△				○				△	○	○	○		
3級				○		△	△	△						○	○	○			○	○	○		△				○				△	○	○	○			

ライフステージごとの利用サービス例

年齢	出生	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才	20才	成人期	65才	75才	
教育・就労	認定こども園 (満3才～) 保育園 (4/1時点で3才～)		小学校		中学校		高校		進学・就労・就労訓練等																
	特別支援学校		小学校		中学部		高等部		自立生活援助・就労定着支援					就労移行支援											
障害福祉サービス	児童発達支援 (訪問型・医療方含む)		放課後等デイサービス										生活介護・療養介護					介護保険制度							
	保育所等訪問支援										居宅介護					重度訪問介護									
医療費助成	短期入所 (ショートステイ)										施設入所					特別養護老人ホームなど									
	共同生活援助 (グループホーム)																								
手当・手帳	未熟児養育医療		小児慢性特定疾病医療 (問い合わせ: 東松山保健所)										先天性血液凝固因子欠乏症等医療 (問い合わせ: 東松山保健所)												
	乳幼児医療費助成		こども医療費助成										重度医療費助成												
	育成医療										更生医療 (身体障害者手帳の交付を受けた方)														
	精神通院医療 (継続的な通院医療を受けている方)																								
年齢	特別児童扶養手当										障害年金 特別障害者手当														
	在宅重度心身障害者手当																								
	障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)																								
年齢	出生	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才	20才	成人期	65才	75才	



編集発行

ときがわ町役場福祉課

〒355-0395 ときがわ町大字玉川 2490

電話

0493-65-0813

ファックス

0493-65-3796

電子メール

info@town.tokigawa.lg.jp

ホームページ

<http://www.town.tokigawa.lg.jp>